

岩美町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年3月末現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 12,922	千円 7,040,023	千円 89,778	千円 1,086,237	% 15.4	% 17.6

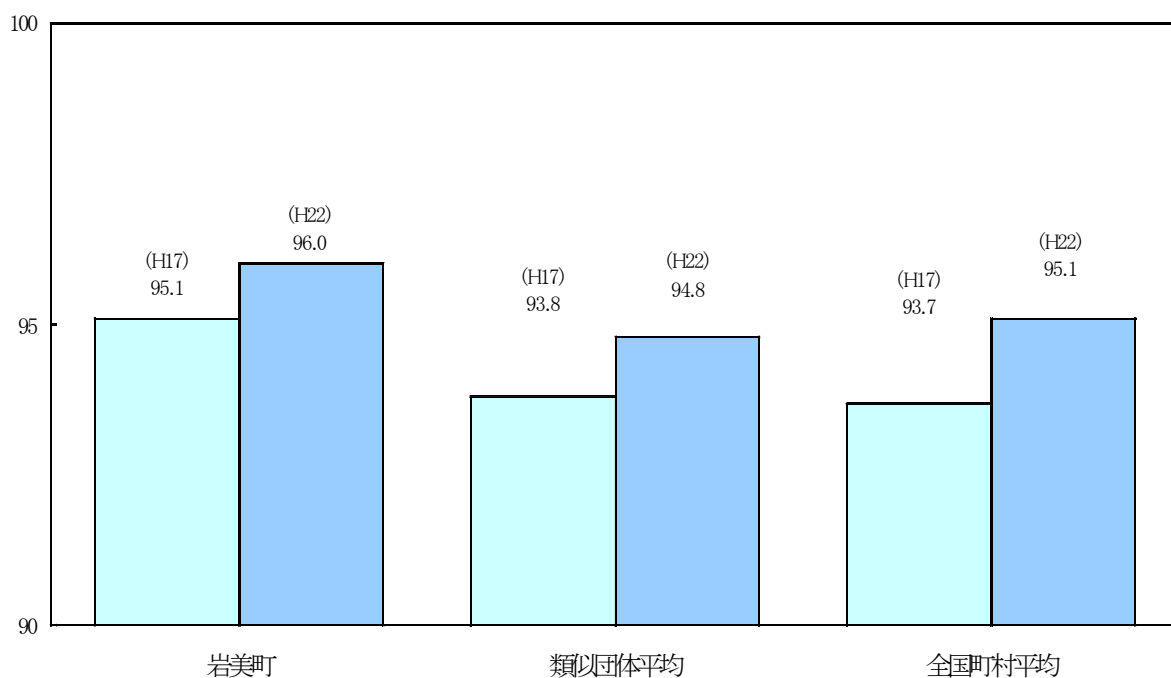
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 123	千円 411,299	千円 56,830	千円 159,293	千円 627,422	千円 5,101	千円 5,618

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（22年4月1日現在）

（単位：円）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
岩美町	41.3 歳	309,218 円	366,090 円	331,546 円
鳥取県	42.1 歳	321,733 円	406,248 円	347,688 円
国	41.9 歳	325,579 円	— 円	395,666 円
類似団体	43.1 歳	319,960 円	361,213 円	344,564 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
岩 美 町	48.5歳	8人	343,350円	360,952円	359,350円	—	—	—	—
うち調理員	48.3歳	5人	342,180円	362,460円	362,460円	調理士	45.6歳	249,900円	1.45
うち用務員	***	1人	***	*** 円	*** 円	用務員	53.8歳	213,600円	***
鳥 取 県	47.2歳	232人	313,481円	363,376円	328,733円	—	—	—	—
国	49.3歳	3,955人	284,514円	— 円	322,291円	—	—	—	—
類似団体	49.9歳	—	272,138円	286,971円	280,757円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
岩 美 町	—	—	—
うち調理員	5,876,921円	3,335,100円	1.76
うち用務員	***	3,008,200円	***

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成19～21年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人が特定されるものは公表しない。（1人の項目）

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		岩 美 町	鳥 取 県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	176,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	142,800 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円	138,400 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（22年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大 学 卒	279,300 円	327,800 円	339,000 円
	高 校 卒	216,800 円	280,800 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

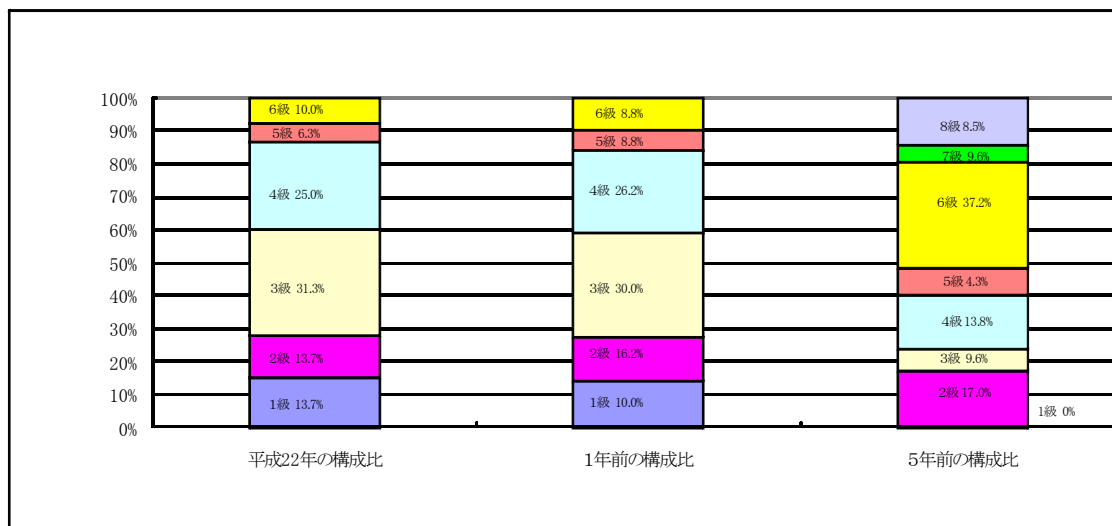
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、保育士、保健師、技師	13 人	15.0%
2 級	主事、保育士、保健師、技師	11 人	12.7%
3 級	係長、主任	28 人	32.2%
4 級	課長補佐、主幹、保育所長、保育所副所長	23 人	26.4%
5 級	会計管理者、課長、事務長、参事、保育所長	5 人	5.7%
6 級	会計管理者、課長、事務長、教育委員会次長	7 人	8.0%

(注) 1 岩美町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1月1日を基準日として勤務成績の評価を実施
5段階の評価を実施し、その評価結果に基づき昇級区分(0号～8号)を決定した。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岩 美 町	鳥 取 県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,324 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,399 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.41 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.3)月分 (0.75)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

実施していない。

(2) 退職手当（２２年４月１日現在）

岩 美 町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続２０年	23.50 月分	30.55 月分	勤続２０年	23.50 月分	30.55 月分
勤続２５年	33.50 月分	41.34 月分	勤続２５年	33.50 月分	41.34 月分
勤続３５年	47.50 月分	59.28 月分	勤続３５年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 ２～２０％			定年前早期退職特例措置 ２～２０％		
（退職時特別昇給 無 ）					
１人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年					
2,865千円 25,124千円					

（注） 退職手当の１人当たり平均支給額は、２１年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（２１年度決算）	28,696 千円
職員１人当たり平均支給年額（２１年度決算）	254 千円
支給実績（２０年度決算）	19,686 千円
職員１人当たり平均支給年額（２０年度決算）	182 千円

(4) その他の手当（２２年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（２１年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（２１年度決算）
扶 養 手 当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 6,500円 （職員に配偶者がいない場合はその１人について11,000円） ③満16歳～22歳までの子 5,000円加算	同		千円 12,342	円 232,868
住 居 手 当	①月額12,000円をこえる家賃を支払っている場合 最高27,000円 ②世帯主である職員で、自宅の新築・購入の日から５年間 2,500円	異	② 国：制度なし	千円 3,431	円 155,955
通 勤 手 当	①交通機関等の利用者 最高55,000円 ②自家用車等の使用者（片道2km以上） 2,000～6,500円	異	② 国：限度額24,500円	千円 3,922	円 45,080
管理職手当	課長等 40,300～55,300円 参事 28,200円 保育所長 23,400～24,200円 保育所副所長 15,600円	異		千円 8,439	円 444,158

6 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	769,500 円 (855,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 871,000 円 ／ 518,000 円
	副 市 町 村 長	641,250 円 (675,000 円)	676,000 円 ／ 429,800 円
	教 育 長	624,000 円 (- 円)	円 ／ 円
	議 長	333,000 円 (- 円)	380,000 円 ／ 243,000 円
報 酬	副 議 長	248,000 円 (- 円)	285,000 円 ／ 192,000 円
	議 員	227,000 円 (- 円)	261,000 円 ／ 175,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(21年度支給割合)	
	副 市 町 村 長	2.75 月分	
	教 育 長	支給加算20%	
	議 長	(21年度支給割合)	
退 職 手 当	副 議 長	2.75 月分	
	議 員	支給加算20%	
	市 区 町 村 長	(算定方式)	(支給時期)
退 職 手 当	副 市 町 村 長	給料額×在職年数×500/100	任期毎
	教 育 長	給料額×在職年数×280/100	任期毎
		給料額×在職年数×220/100	任期毎

（注）給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

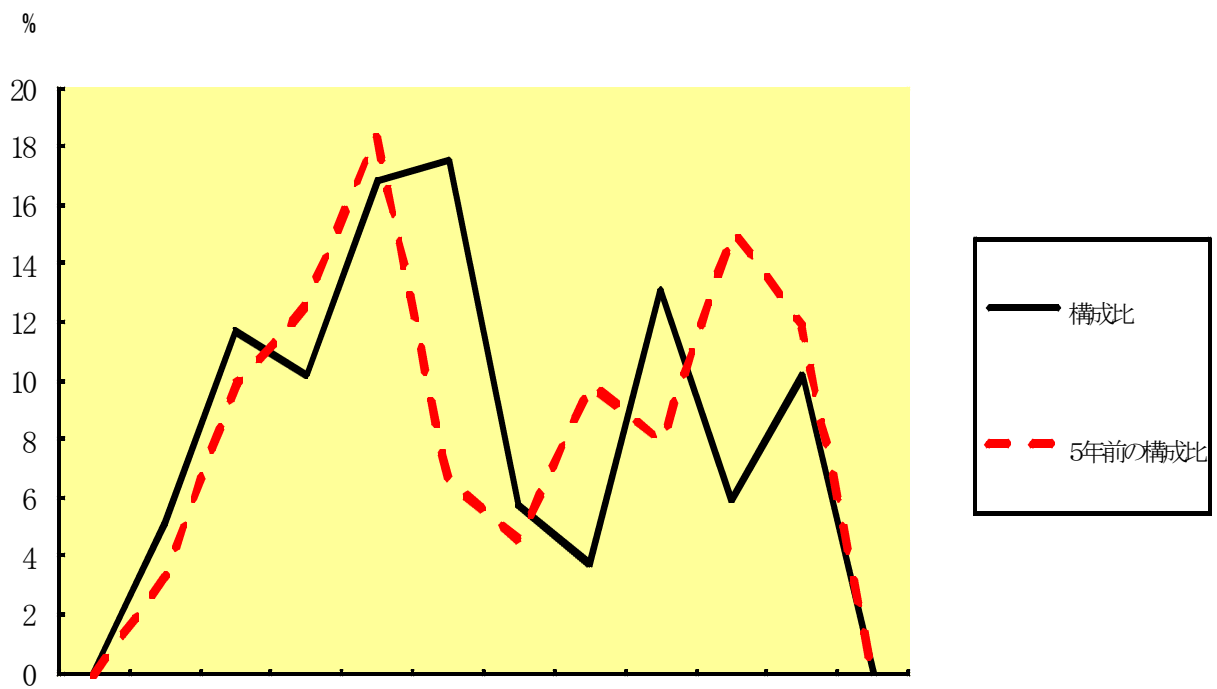
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
部 門			平成21年	平成22年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	業務体制の充実	
		総 務	24	25	1		
		税 務	9	9	0		
			民 生	39	48	9	業務体制の充実 機構改革のため
			衛 生	11	7	△ 4	
			農 林 水 産	8	8	0	業務体制の充実 機構改革のため
			商 工	3	6	3	
			土 木	11	7	△ 4	
	計	106	111	5			
	教 育 部 門	17	16	△ 1	業務内容見直し		
	小 計	123	127	4			
公 営 会 企 業 部 門 等	水 道		5	4	△ 1	業務内容見直し	
	下 水 道		1	1	0	業務体制の充実 業務体制の充実	
	病 院		96	97	1		
	そ の 他		4	5	1		
	小 計		106	107	1		
合 計			229	234	5		
			[306]	[306]	[0]		

（注）1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況～岩美病院除く～（22年4月1日現在）



20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人0	人7	人16	人14	人23	人24	人8	人5	人18	人8	人14	人0	人137

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部 門 別 \ 年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	124	116	112	108	106	111	△13(△10.5%)
教 育	18	18	19	16	17	16	△2(△11.1%)
普通会計 計	142	134	131	124	123	127	△15(△10.6%)
公営企業等会計 計	112	116	110	112	106	107	△5(△4.5%)
総 合 計	254	250	241	236	229	234	△20(△7.9%)

8 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成21年度）

（1）分限処分の状況

降 任	免 職	休 職	降 給	計
0 人	0 人	3 人	0 人	3 人

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職務に必要な適格性を欠くと認められる場合に、公務の効率性の維持及び適正な運営のため当該職員の意に反して身分上の変動をもたらす処分のことで、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

（2）懲戒処分の状況

戒 告	減 給	停 職	免 職	計
0 人	0 人	1 人	0 人	1 人

懲戒処分とは、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、任命権者がその職員の道義的責任を問うことにより組織の綱紀粛正を目的に行う処分のことで、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

9 職員研修の実施状況（平成21年度実績）

研修区分	研 修 名	受講者数（人）
庁内研修	新規採用職員研修	5
	男女共同参画研修	29
	裁判員制度研修	76
	法制執務研修	13
	人権問題研修	（延べ）279
県職員人材開発センター研修	階層別研修	25
	能力開発・向上研修	26
	自己啓発支援研修	2
市町村職員中央研修所研修	地域における企業誘致と起業	1
	法令実務	1
	使用料等の滞納債権の回収方法	1
全国市町村国際文化研修所研修	地方公営企業経営の基本	2
	自治体のイメージ戦略	1
プラン提出型研修ほか	危機管理・防災教科トップマネジメント	1
	コンプライアンス教育実践セミナー	1
	田舎暮らしセミナー	2
	地方自治体のための滞納整理実務	1
	滞納整理における納付折衝の実務	1
	人事評価制度と目標管理の連動・運用・見直しのポイント	1
人権問題啓発研修（全国大会等への参加）		28